

# 産業建設常任委員会

日 時 平成30年12月18日(火)  
午前10時から  
場 所 委員会室

## 議 題

### 1 付託案件(3件)

- (1) 議案第72号 平成30年度射水市水道事業会計補正予算(第2号)
- (2) 議案第73号 平成30年度射水市下水道事業会計補正予算(第2号)
- (3) 議案第81号 指定管理者の指定について(射水市川の駅新湊及びいみず観光情報館)

### 2 報告事項(4件)

- (1) 射水市中小企業・小規模企業振興基本条例(案)について  
.....産業経済部 商工企業立地課 資料1
- (2) 第2次射水市中小企業振興計画(案)概要について  
.....産業経済部 商工企業立地課 資料2
- (3) 完全養殖サクラマスによるローカルブランディング創出事業について  
.....産業経済部 農林水産課 資料1
- (4) 平成30年度道路除雪計画について  
.....都市整備部 道路課 資料1

### 3 その他

# 射水市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）

## 【目的】

中小企業等の振興に係る基本的事項を定めることにより、その振興策を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与すること。

## 【基本理念】

- (1) 中小企業者等の自主的な努力及び創意工夫により、経営力向上及び事業の持続的な発展を図ること。
- (2) 特色ある地域資源等の維持・保全に努めるとともに、積極的に活用すること。
- (3) 多様な働き方を推進するとともに、人材の育成及び確保を図ること。
- (4) 労働環境及び勤労者福祉の向上を図ること。
- (5) 地域経済発展の重要性に鑑み、地域内での経済循環に努めること。
- (6) 小規模企業者の持続的な発展に、特に配慮すること。
- (7) 関係団体及び市民が相互に連携し、及び協働すること。

## 【関係団体等の役割等】

### 射水市

総合的な施策の策定、実施  
関係機関との連携、小規模企業者への配慮  
中小企業者等の受注機会の確保

### 中小企業者等

自主的な取組による経営力の向上及び改善  
後継者の育成、円滑な事業承継  
人材の育成、雇用の安定、多様な働き方の確保など労働環境の整備  
市内物品又はサービスの活用  
関係者及び関係機関との連携、市の施策への協力  
活力ある地域社会の形成に寄与

### 中小企業に関する団体及び地域金融機関

中小企業者等の経営力向上及び改善に向けた自主的な取組への支援  
中小企業者等との連携、市の施策への協力

### 教育機関等

中小企業者等の経営力向上及び改善に向けた自主的な取組への支援  
中小企業者等との連携、市の施策への協力

### 市民

中小企業等の振興への理解と協力  
消費者として、市内中小企業等の製品やサービスを利用

### 大企業者

中小企業等の製品やサービスの活用  
中小企業者等との連携、市の施策への協力

## 【基本方針】

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び創業の促進
- (2) 中小企業者等の販路拡大の促進
- (3) 中小企業者等及び関係機関との連携、中小企業者等相互の連携の促進
- (4) 人材育成及び雇用の安定の促進
- (5) 円滑な事業承継の促進
- (6) 地域資源の維持、保全及び活用による地域経済発展の促進
- (7) 労働環境、勤労者福祉の向上
- (8) 次代を担う若者の勤労観等の醸成

## 【中小企業・小規模企業振興会議】

中小企業等の振興施策の調査審議

## 【財政上の措置】

各種施策の推進のための財政措置

## 中小企業・小規模企業の振興

## 【制定に向けた今後の予定】

H31.3 3月定例会において条例案を上程  
H31.4 条例施行

### 【中小企業等】

中小企業及び小規模企業

### 【中小企業者等】

中小企業者及び小規模企業者

【中小企業等の振興】 中小企業等の振興と人材の育成、持続的な発展の促進

## 第2次射水市中小企業振興計画（案）概要

産業経済部 商工企業立地課 資料2  
12月定例会 産業建設常任委員会  
平成30年12月18日

### 1 計画策定の趣旨

中小企業等を地域経済の要と位置づけ、その振興を総合的かつ計画的に図るため、今後の中小企業振興に係る基本方針や具体的な施策を定めるもの。

これにより、「射水市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）」が目指す「中小企業・小規模企業の振興を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上」の実現を図るもの。

### 2 策定期間及び計画期間

- (1) 策定期間 平成31年3月
- (2) 計画期間 2019年度（平成31年度）～2023年度まで（5か年）

### 3 計画検討の経過

- ・H30.7月 第1回第2次射水市中小企業振興計画検討委員会
- ・H30.9月 市民アンケート実施（市民1,000人を無作為抽出 回答率38%）
- ・H30.9～10月 事業者ワークショップ実施（2回開催 参加者：小規模事業者等16名）
- ・H30.10月 第2回第2次射水市中小企業振興計画検討委員会

### 4 射水市中小企業の課題と今後取り組むべき事項

基本条例 （基本方針）	射水市の現状、各種調査の結果 （企業状況調査・市民アンケート・ワークショップ）	今後取り組むべき事項
1 中小企業者等の経営の革新及び創業の促進	経営環境の変化（人口減、少子高齢化、情報化等）が著しく、経営革新・改善等への対応が急務 増加傾向にある市内創業に対する支援を一層強化することで地域全体の活性化を図っていく必要がある。	・ 商工団体を通じた中小企業者等への経営支援 ・ 市内創業希望者に対する支援
2 中小企業者等の販路拡大の促進	新規顧客、仕入先の開拓を経営課題とする企業が増加 市外からの外貨を取り込む必要がある。	・ 中小企業者等の販路拡大に係る取組への支援
3 中小企業者等及び関係機関との連携、中小企業者等相互の連携の促進	高等教育機関が集積している地の利を生かす。 地域資源等を生かした新たな製品や技術、サービスの開発により、経営革新・改善等を望む企業が多い。	・ 産学官金連携による企業支援活動の活性化、新技術開発等の支援及び促進
4 人材育成及び雇用の安定の促進	人口減少（特に出生率の低下や若年層の社会減が顕著）の影響から、企業の人材確保が困難な状況 高齢者、障がい者等潜在的労働者の掘り起こしが急務	・ 中小企業等の人材確保や育成に係る支援
5 円滑な事業承継の促進	後継者不足により廃業を考える事業者が増加 廃業により、培われた技術が失われるなどの経済的損失の可能性もある。	・ 後継者不足による事業承継問題への支援
6 地域資源の維持、保全及び活用による地域経済発展の促進	大型店舗等の影響や後継者不足による商店街等の衰退、空き店舗の増加に対する対応の必要がある。 地域特性を生かした店舗立地、企業誘致により新たな雇用と賑わいを創出する必要がある。	・ 地域ニーズを捉えた店舗立地、空き店舗活用による商店街の活性化 ・ 企業誘致による雇用と賑わい創出
7 労働環境、勤労者福祉の向上	働き方改革への対応 子育て世代、高齢者、障がい者等、誰もが能力を發揮できる職場づくりの必要性がある。	・ 働き方改革の推進や勤労者のための福利厚生制度の導入促進
8 次代を担う若者の勤労観等の醸成	少子高齢化の進行により地域経済の縮小が懸念される。 地域経済の維持・発展のため、将来を担う人材育成が必要である。	・ 職業体験等を通じて「働く」ことについて学び、次代を担う若者を育成

### 5 計画の体系

《将来像》 地域資源を活かし 未来を切り拓く 射水の中小企業  
～サブタイトル（協議中）～

基本方針	具体的な取組	詳細
1 経営革新及び創業の促進	(1) 商工団体への支援	商工団体への支援を通じた各種支援策の充実
	(2) 経営に関する支援、相談及び指導の充実	制度融資等による経営安定化への支援等
	(3) 創業の促進	創業支援セミナーの実施、創業関連費用への補助等
2 販路拡大の促進	(1) 販路拡大の促進	各種展示会出展費用への補助等
3 産学官金連携の促進及び連携による新技術等開発の促進	(1) 産学官金連携の促進	産学官金連携により、創業、人材育成、経営安定化等の様々な場面で中小企業者等を支援
	(2) 新技術・新商品の開発支援の推進	ものづくりセミナー、相談会等の実施
4 人材育成及び人材確保の促進	(1) 人材育成の促進	市内教育機関等における社会人スキルアップ講座等の情報提供
	(2) 人材の確保	ワークセンター射水の運営、合同企業説明会の実施等
5 円滑な事業承継の支援	(1) 円滑な事業承継の支援	事業承継に係る専門家活用への支援等
6 地域資源や地域特性を活かした地域経済発展の促進	(1) 商店街・商店の賑わいづくりの推進	商店街等への新規出店者への支援等
	(2) 商工団体と商店街・商店との連携促進	商工団体等と連携した商店街及び商店活性化事業等の実施等
	(3) コミュニティビジネスの研究	地域の困りごと等に関するコミュニティビジネスの研究等
	(4) 企業誘致の推進	時代のニーズを捉えた企業誘致の推進
7 労働環境及び勤労者福祉向上の促進	(1) 労働環境の向上	働き方改革の推進等
	(2) 勤労者福祉の向上	ゆとりライフ互助会の運営等
8 次代を担う若者の勤労観及び職業観の育成の促進	(1) 児童生徒の勤労観及び職業観の育成	14歳の挑戦、鳳雛きらめき塾等
	(2) 創業機運の醸成	創業無関心層を対象とした経営体験事業の実施等 学生、現社会人のほか、将来的に可能性のある児童生徒等

### 6 進捗管理

本計画に基づき各種施策を効果的・効率的に推進していくため、成果指標を定めるとともに、学識経験者や関係機関等で構成する協議の場において進捗状況の検証等を行う。

### 7 計画策定に向けた今後の予定

- ・ H31.1 パブリックコメント実施
- ・ H31.2 第3回第2次射水市中小企業振興計画検討委員会
- ・ H31.2 市に検討結果を報告
- ・ H31.3 計画策定

**完全養殖サクラマスによるローカルブランディング創出事業について**  
 地方創生交付金（H28～H30 推進交付金）

1 射水産サクラマスの生産

技術	実施者	実施場所
成魚育成技術の向上	堀岡養殖漁業協同組合、県水産研究所（技術指導）	堀岡養殖漁業協同組合
親魚育成技術の向上	堀岡養殖漁業協同組合、大門漁業協同組合、 県水産研究所（技術指導）	堀岡養殖漁業協同組合
完全養殖の技術の向上		大門漁業協同組合
海上養殖試験の実施	新湊漁業協同組合、堀岡養殖漁業協同組合、 大門漁業協同組合、県水産研究所（共同研究）	新湊漁港内（H29、H30） 海王丸パーク沖（区第9号） （H30）

成魚の出荷実績及び生産目標

陸上養殖

平成 29 年 4 月～11 月	約 7,000 尾
平成 30 年 2 月～11 月	約 12,000 尾
平成 31 年 2 月以降予定	約 10,000 尾（目標）

海上養殖

平成 30 年 5 月	約 2,400 尾（試験生産）
平成 31 年 2 月以降予定	約 5,000 尾（目標）

2 加工品等

品目	概要
ますの鮭	オール射水市産 ますの鮭の試作（H29、H30）、販売（H30）
鮭専用米	試験ほ場（約 50a）での栽培（H28～H30） J A 岡山による技術指導（H28～H30）
熊笹（鮭用）	里山を再生し丘陵地域の生産力向上（H28～H30） 南郷の里山を考える会による熊笹作付（0.7a）（H28～H30）
新たな加工品の開発	サクラマスを使った加工品（H29～H30） ・寿司めしの素、まぜごはんの素、オリーブオイルコンフュ（JR 金沢駅、JR 富山駅、JR 新高岡駅で販売、石井食品製造） ・ますくん（サクラマスの薫製、滑川市とと屋製造）

3 地域振興（環境教育・食育）

事業等	概要
環境教育	施設見学の受入（H28～H30） 大門小学校、堀岡小学校によるサクラマスリレーの実施（H28～H29）
ますの鮭製造体験	親子サクラマス料理教室の開催（金山小学校 H30）
調理実習	高岡龍谷高校調理科生による、いみずサクラマスを使った調理実習（H28） 富山調理製菓専門学校生による、期間限定メニューの開発（H30）

#### 4 販売戦略、広報戦略

事業等	概要
展示会でのPR	ジャパン・インターナショナル・シーフードショー（H28～H30）
射水会等でのPR	東京新湊会、東京小杉会、東京大門郷友会、近畿いみず会（H28～H30）
JR西日本との連携	JR西日本と連携した商品開発、販路拡大（にっぱん、石井食品等 H29、H30）
イベントでのPR	越中とやまうまいもんフェア（H29）、日本橋とやま館サクラマスフェア（H29）、タモリカップ富山大会（H30）、新湊かにカニ海鮮白えびまつり（H30）、ねんりんピック富山（H30）、射水市農業産業まつり（H28～H30）、食彩しんみなと（H31.2 予定）
競りへの試験参加	新湊漁協の朝競りに参加し、12日間で25社に287尾を販売（H30）

#### 5 平成30年度 海上養殖試験

##### 区画漁業権の設定

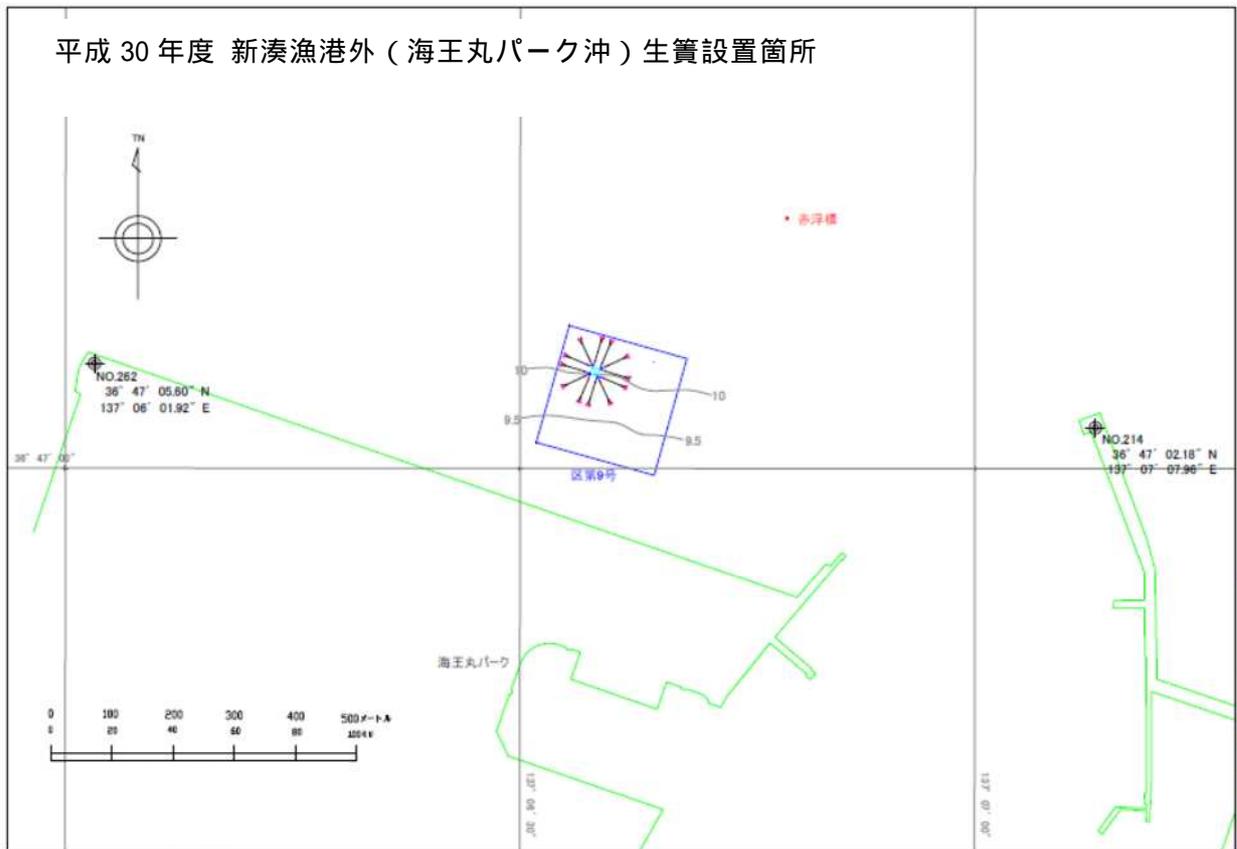
- ・区画第8号～第10号 新湊漁協が富山県から認可

##### 区画第9号

- ・定置網を参考とした生簀を設置
- ・波浪による影響や耐久性を試験
- ・波浪によるサクラマスの影響を調査

##### 漁港内

- ・昨年に引き続き、サクラマスの飼育試験調査（県水産研究所と共同研究）



## 平成30年度道路除雪計画について

積雪時における円滑な道路交通を確保し、市民生活の安定と産業経済活動の発展に資することを目的として、平成30年度道路除雪計画を作成しました。関係機関と連携を図りながら効果的な除雪作業を実施します。

### 1 重点項目

- (1) 初動除雪の徹底及びていねいな除雪の実施
- (2) 小型除排雪機械の無償貸与による、地域ぐるみ除排雪活動の推進
- (3) 通学路、主要施設周辺歩道の早朝除雪の実施
- (4) 急坂、橋梁及びカーブ等への凍結防止剤散布の実施

### 2 除雪車出動基準

新降雪が10cmを超え、気象情報などから更に降雪が予想されるとき。

### 3 除雪計画路線 (単位: km)

項目	H29年度	H30年度	対前年度
市道総延長	849.4	853.5	+4.1
機械除雪延長	524.0	524.9	+0.9
消雪延長	174.4	175.4	+1.0
除雪延長合計	698.4	700.3	+1.9
歩道除雪	90.9	90.9	+0.0

### 4 協力業者数及び除雪機械台数

	H29年度	H30年度	対前年度
業者数	120社	126社	+6社
台数	299台	312台	+13台

## 5 市民への協力依頼

- (1) 除雪車の支障となる路上駐車をしない。
- (2) 交通障害となるため、道路への投雪をしない。
- (3) 除雪車や庭木の損傷をさけるため、道路にはみ出ている庭木の剪定を行う。
- (4) 自宅周辺は各家庭で除雪を行う。
- (5) 作業中の除雪車に近寄らない。

## 6 雪捨て場について

市内の雪捨て場（4箇所）のうち、大門・大島地区の庄川右岸河川敷雪捨て場（土合地内、新幹線高架下）については、今年度、敷地面積を2倍に増やし（8,600平方メートル）としました。また、新湊地区の雪捨て場については、昨年度に引き続き、内川雪捨て場から、海王町雪捨て場（新湊かまぼこ夢テラス海王隣接市有地）に変更となります。



## 7 問い合わせ先

道路除雪対策本部

設置期間 平成30年12月1日～平成31年3月31日  
設置場所 射水市役所（大島分庁舎2階）  
電話番号 0766-51-6689